

## 第2編 予防計画



第2編 災害予防計画  ⇒ 「地震・津波」「風水害」を統合

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方（構成）

災害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は、「災害に強い人づくり」、「災害に強いまちづくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の4つに区分する。なお、災害予防のための防災教育、訓練、避難の確保を効果的に実施するため、デジタル技術を活用に努めるものとする。

第2款 災害予防計画の推進

国や県などの防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

1 減災目標

本町は、地震・津波の被害想定調査結果等を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用

本県の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、本町の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

地震防災緊急事業五箇年計画により整備すべき事業は以下のとおりである。

- 避難地
- 避難路
- 消防用施設
- 消防活動用道路
- 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝
- 医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校、公立盲学校、ろう学校、養護学校、  
公的建造物等
- 津波避難確保のための海岸保全施設及び河川管理施設
- 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- 地域防災拠点施設
- 防災行政無線施設・設備
- 飲料水確保施設、電源確保施設等
- 非常用食料、救助用資機材等の備蓄倉庫
- 負傷者を一時的に収容する施設、設備（応急救護設備）、資機材等
- 地震防災対策上必要と認められる老朽住宅密集市街地
- その他

### (2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

## 3 防災研究の推進

本町の防災対策を効果的、効率的に進めるため、災害の危険性や防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

### (1) 防災研究の推進

国や大学、県等の調査研究成果や本町に関連する過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。また、工学的分野のほか、災害時の町民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、地域防災計画の見直しに反映させる。

地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、町民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### (2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、町内の防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。また、調査研究の成果については防災関係者に速やかに提供していく。

### 第2節 災害に強い人づくり

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

#### 第1款 防災知識の普及・啓発に関する計画

各災害を念頭においた本町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

[担当：総務課・教育指導課]

##### 1 防災関係職員及び町民に対する防災知識の普及・啓発

###### (1) 嘉手納町の実施事項（役割）

ア 本町は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

###### (2) 県の役割

沖縄県地域防災計画の概要や災害の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

###### ア 防災知識の普及・啓発活動

- ① 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。
- ② 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。

## 第2編 災害予防計画

③ ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波、風水害特集を製作して理解を深める。

④ 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

### イ 活用媒体

① 各報道機関

② 県及び関係機関の広報組織

③ 町広報担当機関

### (3) 気象台の役割

気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

### (4) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

### (5) 普及・啓発の方法等

#### ア 普及・啓発時期や内容等

(ア) 「防災週間」「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定結果等を示しながら、危険性や次の対策を住民等に周知する。

## 第2編 災害予防計画

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防安全対策
- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

（イ） 町、県並びに沖縄気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

（ウ） 町、県及び沖縄気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### ■警戒レベル一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 <sup>※1</sup>
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 <sup>※2</sup>	大雨・洪水・高潮 注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1：町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2：警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

### イ 効果的な普及・啓発方法

報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々なデータをわかりやすく提供するように努める。

## 2 防災教育の推進

各防災機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として以下の防災知識の徹底を図るものとする。

### (1) 防災研修会・講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

### (2) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等その内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

本町及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。加えて、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものである。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

### (3) その他

消防団や事業所等の自主的な防災組織である自衛消防組織、自治会、青年会や婦人会等を基礎とした自主防災組織が育成された場合を含め、これらの組織を通じた防災知識の向上、普及を図るものとする。

また、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女二ーズの違い等男女双方視点に十分に配慮する。

### 3 消防・防火教育

#### (1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、ニライ消防本部において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

##### ア 専門教育

#### (ア) 消防職員教育

##### ・初任教育

新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。

##### ・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

##### ・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

##### ・特別教育

初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

#### (イ) 消防団員の教育

##### ・基礎教育

任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

##### ・専科教育

主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

##### ・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

##### ・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

#### (ウ) その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

#### イ 一般教育

一般教育は、ニライ消防本部において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

#### ウ 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

## 第2編 災害予防計画

なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。

### (ア) 防火管理者講習会

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。

また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

### (イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

## (2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

## 4 災害教訓の伝承

県と協力し、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。また、町民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

### 第2款 自主防災組織の育成計画

地震・津波災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という隣保協同の精神と連帯感に基づくことが重要であり、町民及び地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

本町においては地域住民による自主防災組織の組織化を促し、日頃から訓練を積み重ねるなど、積極的に育成・強化を図るものとする。

[担当：総務課・福祉部、産業環境課、教育指導課、社会教育課]

#### 1. 自主防災組織整備計画の策定

自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

#### 2. 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を行うため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組む。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材を養成するための研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や活動の活性化を図る。

#### 3. 組織の編成単位等

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的にとし、自治会等の既存する地域自主団体を、自主防災組織として育成することを基本とする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

#### 4. 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

##### ① 自治会組織

自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

##### ② 防災活動推進団体等

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図って、自主防災組織として育成する。

##### ③ 地域活動団体

商店街組合等の地域振興団体、女性団体、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

## 5. 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

## 6. 活動

(1) 平常時の活動	(2) 災害時の活動
① 防災に関する知識の普及	① 災害情報の収集、伝達
② 防災訓練の実施	② 責任者等による避難誘導
③ 防災資機材の備蓄・点検	③ 出火防止、初期消火
④ 防災リーダーの育成	④ 要配慮者の安全確保
	⑤ 給食・給水

## 7. 資機材及び活動拠点の整備

町は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

## 9. 組織の結成の促進と育成

### (1) 自主防災組織の結成促進と育成

県は、市町村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

### (2) 消防団との連携

県及び市町村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成

イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

### 第3款 防災訓練計画

地震・津波、風水害等各種災害発生時に円滑に防災活動が行えるよう、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

[担当：総務課・消防本部]

#### 1 防災訓練の基本方針

① 実践的な防災活動（専門的知識・技術の習得）

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指した訓練とすることを最重要課題とする。

② 地域防災計画の検証

地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

③ 訓練の内容の具体化 <目的・内容・方法（時期、場所、要領等）>

訓練の種類毎に想定される災害状況等を踏まえ、具体化した訓練とする。

④ 多様な主体の参加

住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の住民や事業所等が参加するよう努める。また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活動に必要な多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光関係団体、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

#### 2 各防災訓練の実施に係る事項 ⑤

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

① 災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、規模等の設定状況下での

初動体制の確立、通信・連絡、組織間の連携、被災現場派遣等、テーマ別の訓練

② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

③ 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練

④ 指定緊急避難場所・指定避難所における感染症対策や要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

- ⑤ 物資集配拠点における集配訓練
- ⑥ 民間企業・ボランティア等の活用訓練
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

### 3 総合防災訓練の内容

#### (1) 総合防災訓練

広域的に実施する総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図るものとする。また、地域特性を踏まえ、多くの住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

- ア 実施時期：毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）
- イ 実施場所：過去の災害状況等を考慮し、関係機関と協議の上決定
- ウ 参加機関：関係市町村、県、防災関係機関
- エ 訓練の種目
  - ①避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練、②水防訓練、③救出及び救護訓練、④炊き出し訓練、⑤感染症対策訓練、⑥輸送訓練、⑦通信訓練、⑧流出油等防除訓練、⑨広域応援要請訓練（情報伝達訓練）、⑩その他
- オ 訓練実施後の評価
  - 訓練実施後に評価を行い応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

#### (2) 広域津波避難訓練

本町は、県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

- ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- イ 津波避難困難区域の把握
- ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

#### (3) 災害対策本部運営訓練

災害対策本部員及び各班の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

- 「①災害想定、各班の所掌事務、リソースの理解促進」「②本部会議及び各班の実践力の向上」「③防災計画・マニュアルの検証」

## 第2編 災害予防計画

### (4) 複合災害訓練

県及び防災関係機関と協力し、本県及び本町の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。また、発生の可能性の高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練に努める。

### (5) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

### (6) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

### (7) 職員参集訓練

本町は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

## 4 防災訓練の成果の点検・評価

防災訓練の実施後は、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、今後の防災施策に生かすようなシステム及び体制を確立する。

今後は、地震についてシミュレーションによる防災訓練を最重要課題として行い、訓練実施時の社会的要請等に合わせた訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を防災施策に反映する仕組みを確立する。

## 5 地域防災訓練等の促進

学校や職場等で実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会、自主防災組織等に対し教育や支援を実施し、地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

## 第4款 消防力の強化等

[担当：総務課・ニライ消防本部]

### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

町及び消防機関は、消防力・消防体制等の拡充強化を図るため、以下の指導又は措置を講ずる。

#### (1) 消防教育訓練計画の充実強化

本節「3 消防・防火教育」を参照するものとし、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

#### (2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を促進する。

### (3) 消防施設、整備の整備促進

「ウ 消防施設等の整備促進」を参照とするものとし、消防水利、消防車両等の整備促進を図る。

## 2 火災予防査察・防火診断

町は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

### (1) 特定防火対象物等

町等は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

ニライ消防は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。

その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

### ア 学校、官公署

夏期休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

### イ 百貨店、商店、宿泊施設、娯楽施設等

季節的支出期、行楽期等の人出を考慮した時期に入る前に、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

### ウ 危険物等関係施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱要領、防火管理体制等を重点的に考察する。

### (2) 一般住宅

町及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の手配指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

## 3 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況であるため、県や関連町村、ニライ消防本部と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市町村は適正数の確保・強化に向けた検討を行う。

## 第2編 災害予防計画

### 4 消防団員の充実

消防団員は、地域の防災リーダーとして平常時・災害時問わず各地区に密着して住民の安心と安全を守る活動を担っている。大規模災害時には、消防職員と連携して住民の避難支援を行うことが期待されることから、県と連携して消防団員の充実を図るための検討を行うものとする。

- ア 消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- イ 町民への消防団活動の広報
- ウ 消防団の訓練、資機材の充実強化
- エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- オ 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

### 第5款 企業防災の促進

[担当：総務課・産業環境課・消防本部]

#### 1 事業者における防災対策の強化

本町内の各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等の推進、予想される被害からの復旧・復興計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不測への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、本町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控させるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 2 町・県の支援

嘉手納町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に答えられるよう、条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災向上の促進を図るものとする。また、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第2編 災害予防計画

### 第6款 地区防災計画の普及等

「自助、共助」による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、本町の各区単位・事業所等からの提案による、「地区防災計画」の策定について定める。

[担当：総務課]

#### 1 地区防災計画の位置づけ

本町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市町村防災会議に提案した場合、嘉手納町防災会議は地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

#### 2 地区防災計画の普及

本町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

#### 3 計画の内容

##### (1) 計画の内容

地区防災計画には、以下の内容を定めるものとする。

- ①計画の対象範囲（行政区単位等）
- ②地区の活動体制
- ③防災訓練の内容
- ④物資備蓄の内容
- ⑤相互支援の方法等
- ⑥その他必要な事項

※地区防災計画は、地域住民等の自主性により策定されるものであるが、本町では、西浜区において、津波の浸水被害が想定されている。本区では、防災意識が高く、自主防災組織も設立し活動を行っていることから、地区防災計画の提案を促すとともに、互いに協力して計画策定を行い、それをモデルケースとして他の行政区等へ自主防災組織の設立と併せて取り組みを促していくものとする。

### 第3節 災害に強いまちづくり

#### 第1款 防災対策に係る土地利用の推進

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・上下水道課・産業環境課]

##### 1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

###### (1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

###### (2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

##### 2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

###### ア 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

###### イ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

## 第2編 災害予防計画

区 分	実 施 事 項
① 新規開発に伴う指導・誘導	新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行うとともに、新規住宅地においては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。
② 市街地の再開発	近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため市街地再開発事業を促進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保する。
③ 都市計画区域指定	本町の狭隘な土地や比謝川沿いの険しい傾斜など地理的条件により住宅建設用地が限られており、住宅、商業、工業等が混在した集落や市街地が形成されてきた経緯があり、防災上危険な地区もあることから、都市計画区域の指定による土地利用の規制に向けて調査・研究を行い、防災に配慮した土地利用への検討を行う。

### 第2款 都市基盤施設の防災対策に係る整備

#### 1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町の防災構造化を推進するため、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充し、道路・公園、河川・砂防・港湾・漁港等の都市基盤施設の整備や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等について必要に応じた整備事業の計画を策定し、防災化対策に努める。

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・上下水道課・産業環境課]

#### 2 都市基盤施設の防災対策に関する事業実施

##### (1) 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

##### (2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

##### (3) 防災上重要な道路の整備

##### ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

##### イ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

(ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

(イ) 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

##### ウ 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及

## 第2編 災害予防計画

び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

### エ 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

### オ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

### カ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

## (4) 漁港整備事業

### ア 漁港整備事業の実施

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、重要な役割を果たすものである。

そのため、災害によっても大きな機能麻痺を生じないように、漁港において耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

### イ 応急復旧体制の確保

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講ずる。

## 3 火災に強いまちの形成

### (1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

#### ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

#### イ 消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以

## 第2編 災害予防計画

上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

### ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

### エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

## (2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

### ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

### イ 公営住宅の不燃化推進

町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市町村営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導・支援する。

### ウ 消防施設等の整備促進

本町及びニライ消防本部は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、本町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

### エ 水防、救助施設等の整備計画促進

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

#### (ア) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

#### (イ) 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

#### (ウ) 流出危険物防除資機材

本町、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失

## 第2編 災害予防計画

した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

### 4 津波に強いまちの形成

町は、津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

#### (1) 最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する商業施設、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める。

#### (2) 津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知

最大クラスの津波による津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知を図るとともに、警戒避難体制の向上を促進する。

#### (3) 避難路の整備

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5～10分程度の避難を可能とするように努める。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

#### (4) 本計画と都市計画等の連携

本計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県及び関係課の連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れるものとする。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 地域特性に配慮した一体的な施設の整備

津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画するなど、一体的な施設整備を図る。

### (6) 路等の盛土の検討

内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

### (7) 河川護岸の整備等

河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

### (8) 土地利用計画及び都市計画と連携した避難施設の計画的整備等

浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

### (9) 災害応急対策上重要な施設等の整備

社会福祉施設、医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、本庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

### (10) 緊急輸送道路及び輸送拠点の整備

緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート等）について、災害に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

#### 1 地盤災害防止

本町の海岸のほぼ全域にわたる沖積低地や軟弱地盤での液状化被害を防止する。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、町内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する。

##### (1) 現況・危険区域

本町の比謝川河口周辺の沖積層低地や、水釜埋立地周辺低地等の軟弱地盤では、液状化被害が想定される。（「沖縄県地震被害想定調査概要報告書（平成9年）」等参考）

##### (2) 計画

本町において危険性が指摘されている箇所については、各種の開発・整備等に伴う地盤改良による液状化対策や無秩序な宅地造成等による市街化抑制のため規制誘導等により、災害回避を図るもの

とする。

液状化被害への技術的対応については、学術的にも研究途上分野であることから、本町においては、その成果について積極的な周知・広報を町民及び各関係機関への実施に努めるものとする。また、法令に適した既存の構造物の液状化被害は少ない予測（阪神・淡路大震災より）から、今後更に建築法令等自体の遵守の徹底を図る。

#### 2 土砂災害防止

##### (1) 地すべり防止対策

###### ① 危険区域

本町の地形は比較的平坦で危険区域は無いが、狭隘な住宅域において開発等による危険箇所が発生しないよう調査把握に努めることが必要である。

###### ② 計画

地すべりの発生概況及び発生予想について整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い適切な地すべり防止策を実施するものとする。

##### (2) 急傾斜地崩壊防止対策

###### ① 現況・危険区域

比謝川流域周辺に急傾斜地崩壊危険箇所（6箇所）の危険が予想されている。

###### ② 計画

今後も危険度調査などを適時実施し、危険度の高くなると予想される箇所の把握に努め、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

また、各自治会による警戒避難体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

###### ア 土砂災害警戒区域

町は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するに

## 第2編 災害予防計画

当たって、県に対して必要な情報提供を行う。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる。

### イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定し、以下の措置を実施する。

町は、県に対して必要な情報提供を行う。

- ①住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ②建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④勧告による移転者への融資及び資金の確保

### ウ 土砂災害特別警戒区域等に基づくハザードマップ等の作成、配布

町は、土砂災害特別警戒区域等に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

### エ 住民への情報伝達方法

土砂災害警戒情報や避難情報は、緊急速報メール(エリアメール)、防災行政無線、ホームページ、LINE、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオ等により、関係住民に対し確実に伝達する。

## (4) 砂防対策

### ①現況・危険区域

本町は、沖縄市を起点に読谷村との境界を通り東シナ海に注ぐ、全長 17.5km の県指定 2 級河川の比謝川が流れている。また、砂防指定及び土石流危険渓流の指定は無いが、気象状況の変化が激しい近年において、特に河川流域の変化に注意していくこととする。

## 第2編 災害予防計画

### ② 計 画

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、警戒避難基準及び警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

【資料編参照】

## 3 治水計画

### (1) 現況・危険区域

町には、沖縄市を源流とした県指定二級河川「比謝川」を有している。

従来、県内の河川法適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常の地震に対しては堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。

なお、本町において、「重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）」はない。

### (2) 計 画

町内の河川、海岸等の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡視するとともに、関係機関と連携し、危険箇所の改修等を計画的に実施する。

地震等の災害による河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

また、大規模な地震被害による災害想定から、階段護岸や取水用ピット等の整備を促進することで、緊急時の消火用水や避難時における生活用水等の確保を図るものとする。

### (3) 浸水想定区域の指定と周知

#### ア 浸水想定区域内における施設の名称及び所在地の指定

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は町防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

#### イ 住民への周知

町は、町防災計画において定められた避難判断水位情報等の伝達方法、指定緊急

## 第2編 災害予防計画

避難場所・指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

### ウ 水防法に基づくハザードマップ等の作成、配布

町は、「(1)町の役割」により、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

## 4 農地等災害の予防及び防災営農の確立

### <農地防災事業の促進>

#### (1) 現況

本町の農作物は、産出額から主にサトウキビ、生乳や豚の畜産が高く、基地の黙認耕作地を含め狭隘な土地を活用している。

#### (2) 計画

##### ①事業の実施等

地震発生時の農地被害としては、液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊による2次被害として表面化することから、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努めるものとする。

##### ②防災営農の確立

#### ア 指導体制の確立

町は、町内の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関・団体と連携のもと、統一的な指導体制の確立を図る。

##### (ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

##### (イ) 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

#### イ 営農方式の確立

町は、県の指導のもと、本県農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。また、県の試験研究機関にあっては、病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

## 5 海岸保全施設対策（実施主体：県、嘉手納町、港湾管理者）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

## 第2編 災害予防計画

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

### 6 高潮等対策

本町の海岸線のうち、海岸保全区域に指定された地域及び漁港は、管理区分により県又は町がそれぞれ高潮等による災害に対する種々の防護策が講じられている。

特に、比謝川河口域からの埋立地の海岸は保全対策による堤防が整備され、高潮等による災害予防施設が強化されている。

今後とも、海浜地域の安全確保に必要な整備を促進することとする。

[担当：都市建設課]

#### (1) 港湾・漁港等整備事業

港湾・漁港等は、管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

【資料編参照】

#### (2) 流出防止

流木等による海上交通の障害防止のため、災害時に備え荷役や荷揚げ場所等において集積及び固縛等の状況を調査し、災害が予想される場合は港湾管理者と協議の上、所有者等に対し指導を行っていく。

#### (3) その他対策

港湾、漁港は管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図るものとし、町は、地域防災計画における高潮対策の強化マニュアルに基づいて、以下の予防対策を実施する。

##### (ア) 水防体制の確立

高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、広報手段を充実するとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

##### (イ) 危険区域の周知

住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。

## 第2編 災害予防計画

### (4) 警戒避難体制の整備

本町は、水害ハザードマップの手引き（国土交通省・平成 28 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

## 7 緑地の保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全に努める。

### 第4款 建築物・構造物等の対策

#### 1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

#### (1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる

#### (2) 建築物の耐震化の促進

本町は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「沖縄県耐震改修促進計画」を踏まえ、耐震診断・耐震改修を推進し、同計画に掲げた耐震化目標（町所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物 100%）の達成に向けて、施設の耐震化の状況把握を行い、県と連携した計画的な取り組みを推進する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊

## 第2編 災害予防計画

急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

### (3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

町は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進する。

また、町所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によっては、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、新たな建築物についても同様の対策を講ずる。特に、体育館や公民館等、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

そのほか、一般建築物については、耐風性や不燃化の啓発に努めるとともに、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

### (4) ブロック塀対策

本町は密集した地区が多く、建築年数の古い建物が残るところについては、石垣やブロック塀等の老朽化がみられる箇所もあり、震災時には倒壊の危険性が高いことが予測されることから、このような箇所については、倒壊等の防止策を実施していくものとする。

区分	実施事項
① 調査及び改修指導	各地域におけるブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造替えや生垣等を奨励する。
② 指導及び啓発普及	町は、県による建築物の防災週間等を通じた建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

### (5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

町は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

### (6) 構築物等の風水害予防措置

既設の看板、広告物その他構築物を定期及び台風前に調査し、危険物については直ちに所有者又は管理者に通報し、改善又は撤去するよう指示し、履行させる。

### (7) 道路、橋梁の維持補修事業

道路管理者は、所管の道路、橋梁等を常時補修する。なお、早急に修理が不能な危険

## 第2編 災害予防計画

箇所については、立て札等によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

### (8) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

### (9) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

町は、建築物の耐震、耐風、耐水、耐浪、耐火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。

## 2 文化財災害の予防

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 本町及び国、県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- (2) 町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (4) 本町及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (5) 本町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (6) 本町は、各市町村文化財担当職員講習会等を開催して、防災措置について指導する。
- (7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (8) 本町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

## 第5款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を

## 第2編 災害予防計画

可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

### 1 上水道施設の災害予防

#### (1) 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

#### (2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

### 2 下水道施設災害予防計画

#### (1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び嘉手納町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

#### (2) 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整

#### (3) 災害時を想定したトイレ環境の確保

大規模災害時には、下水道施設被害により指定避難所や家庭内等において、トイレが使用できなくなることが想定されるため、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄や仮設トイレの設置を推進するとともに、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」を参考に、マンホールトイレ整備・運用について計画し、指定緊急避難場所・指定避難所へのマンホールトイレの整備推進を図る。

### 3 高圧ガス施設災害の予防

町は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にして、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

## 第2編 災害予防計画

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及等を推進する。

### (1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

### (2) 高圧ガス消費者における保安対策

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。また、消費者の保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

### (3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

### (4) 高圧ガス保安推進月間運動・活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

## 4 電力施設災害の予防

「電気事業法」及び「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図る。

### (1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国、県及び町が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### (2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。なお、以下のとおり施設毎に対策を講ずる。

## 第2編 災害予防計画

### ＜沖縄電力㈱の主な災害予防事業＞

対 策 別	実 施 内 容
① 火力発電設備	<p>機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域の予想地震動等の特性を勘案した上で、技術基準法に基づいた設計を行う。</p> <p>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p>
② 送電設備	<p>a 架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>b 地中電線路</p> <p>終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。</p> <p>また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p>
③ 変電設備	<p>機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。</p> <p>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p>
④ 配電設備	<p>a 架空配電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>b 地中配電線路</p> <p>地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p>
⑤ 通信設備	<p>屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。①～⑥について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。</p>

## 第2編 災害予防計画

### 5 通信施設災害の予防

町及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

#### (1) 町及び県における対策

対 策 別	実 施 内 容
① 災害用通信手段の確保	<p>(ア) 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用</li> <li>・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）</li> </ul> <p>(イ) 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携</li> <li>・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化</li> </ul> <p>(ウ) 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等</li> <li>・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策</li> </ul> <p>(エ) 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検</li> <li>・情報通信手段の管理及び運用体制の点検</li> <li>・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟</li> <li>・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練</li> <li>・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）</li> <li>・移動無線等の輻輳時の混信等の対策</li> </ul> <p>(オ) その他の通信の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

(つづき)

対 策 別	実 施 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備</li> </ul>
② 情報通信機器の充実	<p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>○県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村端末局について、<u>自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて二重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。</u></li> <li>・<u>衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。</u></li> </ul> <p>○町は、<u>防災行政無線、現行の通信システムの最新設備への更新等を推進する。</u></p>
③ 通信設備等の不足時の備え	<p>災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
④ 停電時の備え及び平常時の備え	<p>本町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p>

## 第2編 災害予防計画

### (2) 各電気通信事業者による措置事項

対策別	実施内容
a 電気通信設備等の予防計画	・主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震及び耐火対策を図る。 ・予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。
b 伝送路の整備計画	・局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
c 回線の非常措置計画	＜災害発生時における通信確保の非常措置対策＞ ・回線の設置切替え方法。 ・可搬無線機、工事車両無線機等による非常用回線の確保。 ・孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。 ・災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出し携帯電話の確保。 ・可搬型基地局装置による電話回線確保。

### (3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

#### ア 通信手段の確保

本町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

#### イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

本町及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

## 6 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

## 7 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

### (1) 優先利用の手続き

町は、県又は関係機関とともに、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者、放送局とあらかじめ協議を行い、

## 第2編 災害予防計画

使用手続きを定めておくものとする。

### (2) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるとき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

## 第6款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図る。なお、危険物施設等の保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行う。

### 1 危険物災害予防計画

#### (1) 危険物施設等に対する指導

ニライ消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

#### (2) 危険物運搬車両に対する指導

ニライ消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

#### (3) 保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

#### (4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を工事災害の予防に万全を期する。

##### ① 火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### ② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正に出来るよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### ③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

## 第2編 災害予防計画

### ④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

### ⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

## (5) 化学消防機材等の整備

二ライ消防本部において、化学対応資機材等及び消防機材の整備を図り、また、特殊材を扱う等、消防上必要と考えられる事業所においては、化学消火剤の備蓄を行わせる。

## 2 毒物・劇物災害予防計画予防対策

### (1) 方針

災害発生時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定
- ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施
- エ 防災教育及び訓練の実施
- オ 災害対策組織の確立

### (2) 対策

本町は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対する指導に対し協力するものとする。

- ア 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ウ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導體制の確立を図る。
- エ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- オ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

### 3 火薬類災害予防計画

災害発生時における火薬類による災害の発生を防止するため、町は、国、県、警察署、第十一管区海上保安本部（那覇海上保安部）及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

#### (1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。

県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

#### (2) 火薬類消費者の保安啓発

県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

また、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

#### (3) 路上における指導取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

#### (4) 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進

### 4 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

#### (1) 「PRTR法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

#### (2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

### 第7款 不発弾等災害予防

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

[担当：総務課]

#### 1 不発弾の処理体制

##### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等の比較的危険度が少なく、移動可能な弾種は第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

##### <信管離脱作業>

信管離脱作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 本町で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を行い、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
- b 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

##### (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第11管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。
- ② 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

<爆破処理作業>

爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 発見された所轄が本町の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。
- b 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

国、県、町や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及指導

(1) 講習会

町及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

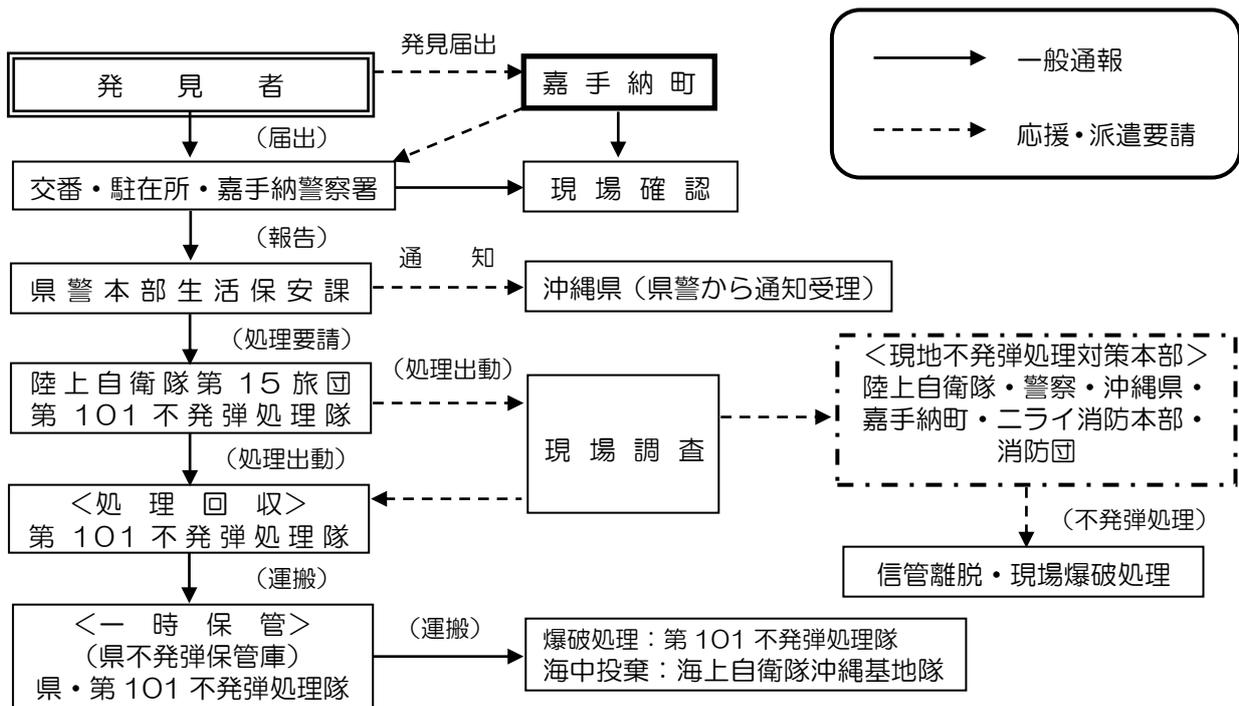
(2) 広報活動

住民一般に対して、不発弾の危険性について周知・広報活動を実施する。

【不発弾処理の流れ】

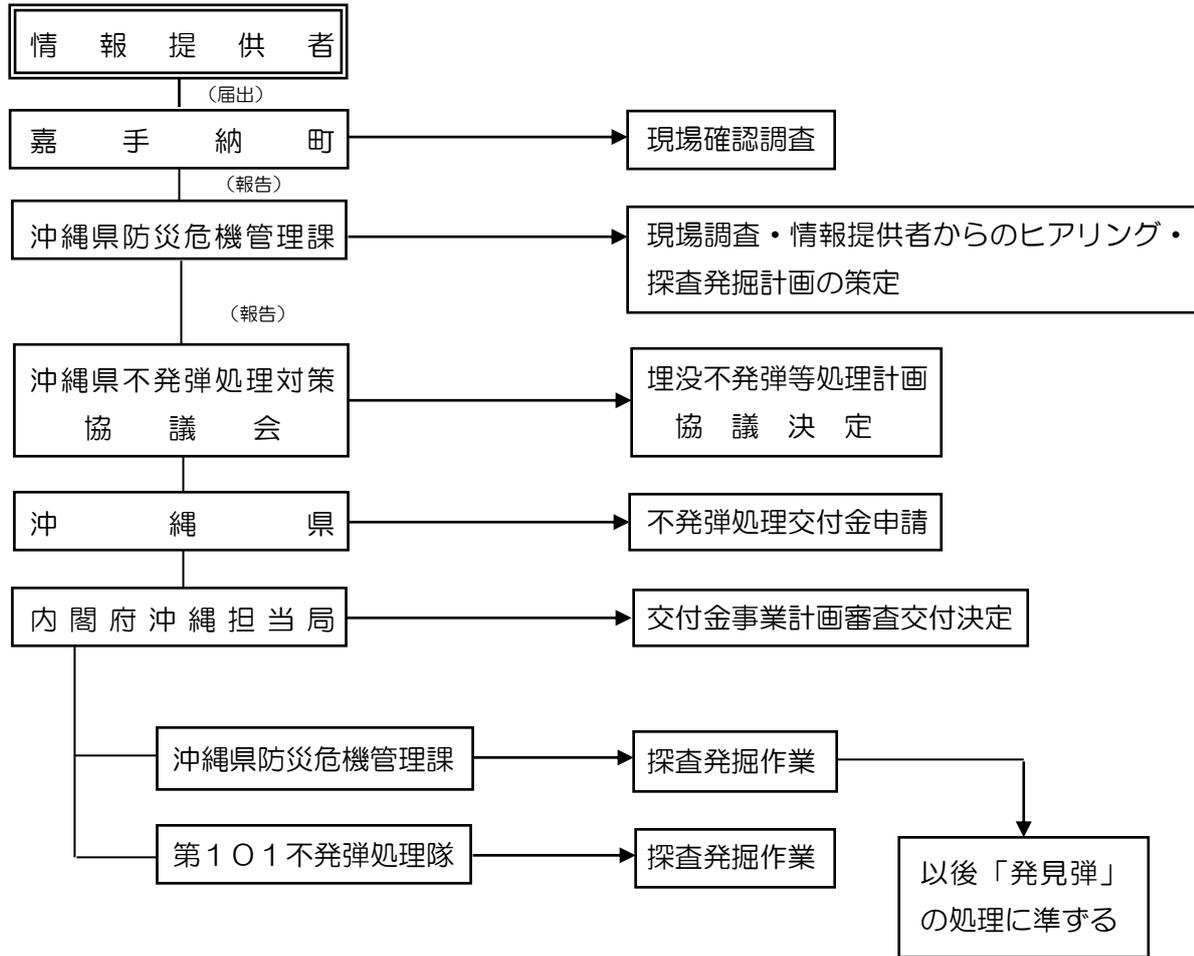
① 陸上部分

(発見弾)

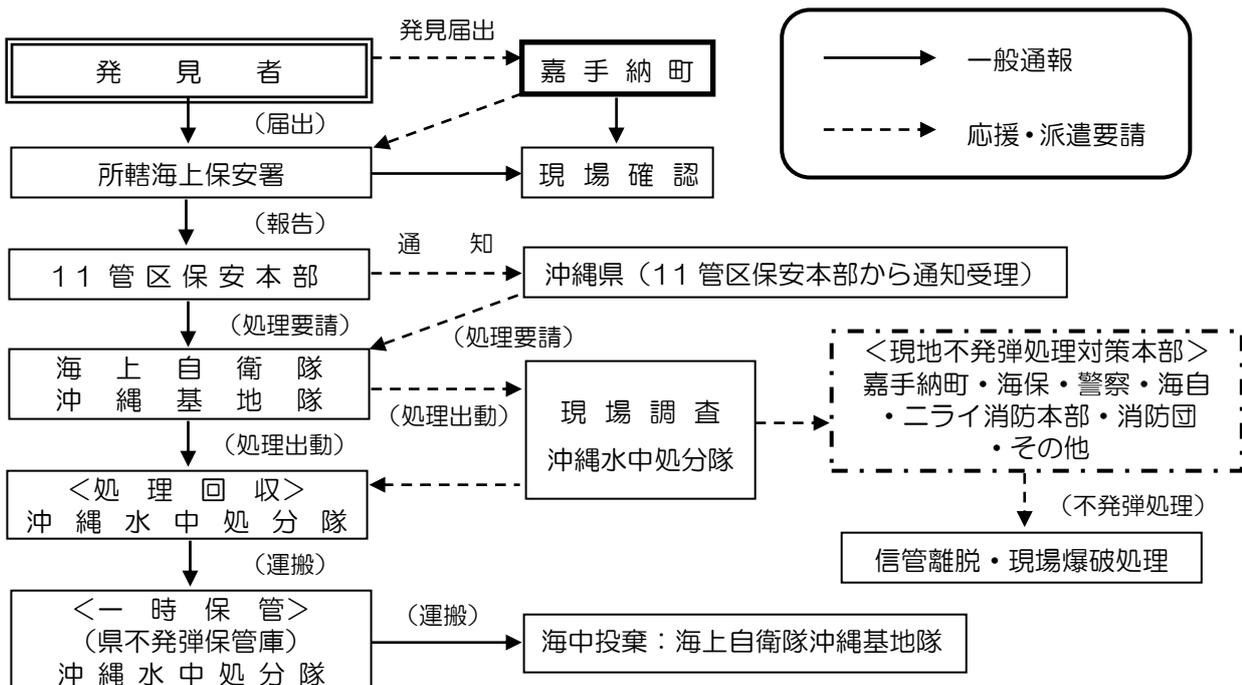


## 第2編 災害予防計画

(埋没弾)



② 海上部分（発見弾）



## 第2編 災害予防計画

### 第8款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

[担当：総務課・企画財政課]

#### 1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

##### (1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

##### (2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

#### 2 主要関係機関における気象観測体制の整備

本町及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

## 第2編 災害予防計画

### 第4節 災害応急対策活動の準備

町及び防災関係機関は、災害に強い人づくり、まちづくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

本町の応急対策計画による対応が、災害発生時において実効性のあるものとするため、事前措置の規定と推進を図る。

#### 第1款 初動体制の強化

[担当：総務課・各課・消防本部]

##### 1 職員の動員配備対策の充実

突発的に発生する災害への対応として、迅速な情報の把握及び対策体制の確立が必要となることから、初動体制の強化を図るものとする。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたって、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

##### ■職員の配備対策の充実

災害対策職員及び要員の招集確保を整え、早期に所掌事務に従事・専念できる体制づくりが必要となるため、その対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
① 職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめ、その家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
② 災害対策職員の緊急呼出し体制等の整備	甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出し可能な体制づくりを図る。
③ 24時間体制の整備	勤務時間の内外を問わず発生のある可能性がある災害に対処するため、24時間体制の対策要員の待機により、迅速な初動体制を確保可能とするよう、強化・整備に努めるものとする。
④ 庁舎執務室等の安全確保の徹底	災害対応への執務室及び対策本部設置場所である町役場庁舎内において、備品の倒壊による負傷等がないよう、備品の固定化、危険物の撤去等防災対策を整えて安全確保を徹底する。

## 第2編 災害予防計画

### 2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

区 分	実 施 事 項
① 庁舎の耐震診断	<p>嘉手納町災害対策本部を設置する予定である町役場庁舎の耐震の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。</p> <p>また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。</p> <p>なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。</p>
② 災害対策本部の設置マニュアルの作成	<p>対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。</p>
③ 災害対策本部職員用物資の確保	<p>災害対策本部の職員がその職務に専念・遂行できるよう、最低3日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。</p>

### 3 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。

区 分	実 施 事 項
① 情報通信機器等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と協力し、防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入を図る。</li> <li>防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を図る。</li> <li>エリアメールをはじめ、登録制のメール、緊急通報システムの活用、戸別受信機の整備など本町にあった情報通信機器の整備を検討し、多様な情報通信システムの構築を推進する。</li> <li>地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。</li> </ul>
② 通信設備の不足時の備え	<p>災害発生時において、通信設備等の不足が生ずる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p>
③ 連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保</li> <li>防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討</li> </ul>
④ 情報分析体制の充実	<p>町は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。</p>

## 5 災害対策実施方針の備え

収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておくものとする。

## 6 複合災害への備え

本町をはじめ、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

### 第2款 活動体制の確立

本町における災害応急対策を迅速に実施するために、以下の項目における活動体制の確立を図る。

#### (1) 職員の防災対応力の向上

区分	実施事項
① 職員を対象とした防災研修の実施	職員を対象とした防災研修会を定期的開催し、職員の資質向上を図る。また、防災に関する記事・レポート等を全課に配布することや、電子掲示板等に防災関係記事を掲載する等、職員への防災知識の普及・理解を深めるものとする。
② 防災担当職員、災害対策要員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県が主催する防災研修会、防災関係学会等へ積極的に職員を派遣する。</li> <li>・災害を体験した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行う。</li> <li>・<u>防災担当専門職員を養成する。</u></li> </ul>
③ 民間等の人材確保	緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（ <u>自衛隊等の国の機関の退職者も含む。</u> ）の活用や民間の人材の任期付雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

#### (2) 物資、資機材の確保体制の充実

災害応急対策実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、マスク、消毒液、パーテーション等の避難所における感染症対策、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、本町は、以下のとおり、町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民

## 第2編 災害予防計画

間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

### ① 救出・救助用資機材の確保体制の充実

災害発生時に緊急度の高い救出・救助用資機材は、住民が身近に確保できるよう整備に努める。

- ・自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- ・各家庭、事業所等に対する救出・救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ・救助工作車等の拡充及び更新整備の促進
- ・資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- ・各公共施設における救出・救助用資機材の整備促進

### ② 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるような環境づくりに努める。

- ・各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ・家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ・消防自動車等、公的消防力の整備拡充の促進

### ③ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

設備の整っている県立病院（中部病院等）は混沌とすることが想定され、医薬品・衛生材料の確保の他、本町において想定被災者数を考慮した量为目标とした確保に努める。

### ④ 食料・飲料水・生活必需品の備蓄・確保体制の充実

水・食糧・被服寝具等の生活必需品について、本町の規模を考慮したうえ、災害発生後3日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

- ・家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への水・食糧・被服寝具等の生活必需品の7日分以上の備蓄に関する啓発
- ・町における食糧、飲料水、被服・寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
- ・飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄
- ・大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等の締結を近隣市町村とともに促進
- ・町内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制の構築
- ・乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- ・町及び上水道事業者等による給水車等、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進
- ・通信手段の途絶や被災地の機能麻痺等を想定し、町からの要請を待たずに県が指定避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築

### ⑤ 輸送手段の確保

町は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、災害発生後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

車両、船舶、空輸機等、あらゆる輸送手段の確保を念頭に事前協議を図るなどの対策を講じることとする。

### (3) 応援体制の強化

本町における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら以下の対策を講じることとする。

#### ① 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。町は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

#### ② 町内関係業界、民間団体等との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるように町内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

## 第2編 災害予防計画

### ③ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### ④ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

### ⑤ 自衛隊との連携の充実

被害想定結果を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

### ⑥ 米軍との協力体制の充実

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について具体的に協議し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

### ⑦ 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時には、町のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。

町は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づいた応援体制を整える。

・「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

## 第2編 災害予防計画

### ⑧ 応援・受援の備え

災害の規模に応じて、円滑に応援又は受援できるように以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

### (4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

#### ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

#### イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

#### ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

## 第2編 災害予防計画

### エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町の管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

### オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

### カ 運送事業者との連携確保

本町及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

### キ 緊急輸送活動関係

本町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、本町及び国、県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、本町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

### ク 上記「イ」を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 広報・広聴体制の充実

被災地での噂やデマなどによるパニック等の二次被害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を発信し、災害応急対策を円滑に進めるための対策を講じるものとする。

- ① プレスルームの（報道機関室）の設置準備
- ② 報道機関を通じた広報に関する意見交換会の開催
- ③ 防災行政無線放送の活用、並びにパソコン通信・インターネット等での情報発信の検討
- ④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

### (6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時に防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、更には防災資機材や物資の備蓄の場であり、災害時には避難場所や応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプとなる。

このため、自治会等の行政区単位別にコミュニティ防災拠点、学校区別には地域防災拠点としての確保が重要であることから、本町において必要な整備を促進するものとする。

### (7) 公的機関等の業務継続性の確保

本町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- イ 不動産登記の保全等

### 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

各個別の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応した事前措置の対策を図るものとする。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めていくものとする。

#### (1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置

##### ① 地震に関する情報の収集・伝達体制の充実

余震による被害をより効果的に防止するため、余震に関する情報を住民に迅速に知らせる体制を整える。

##### ② 津波に関する情報の収集・伝達体制の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

##### ③ 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

気象情報等を迅速・確実に収集し、住民等への伝達体制の充実を図る。

##### ④ 避難誘導対策の充実

危険な建物や場所から安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関、施設等において各々確立する必要があることから、各対策を図るものとする。

- ・ 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ・ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検の指導
- ・ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への避難マニュアルを作成
- ・ 耐震性のある国や県、民間施設の避難所指定に関する調整
- ・ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

##### ⑤ 救出・救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出・救助できるような対策を行うこととする。

- ・ 町、県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出・救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ・ 自主防災組織用の救出・救助用資機材の補助

##### ⑥ 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、本町は、県をはじめ行政機関、医師会等医療関係者の連携のもとに協定

## 第2編 災害予防計画

を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していく。

ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定 of 予測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。

ク 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）

ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等）

### 2 大規模停電への備え

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

#### (1) 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

### (2) 緊急避難場所・避難所の指定・整備 (修)

#### ア 緊急避難場所・避難所の指定

本町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

#### イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

本町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

### (3) 福祉避難所のリストアップ (修)

本町は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる福祉避難所の指定に向けて取り組むものとする。なお、指定に向けて以下の取り組みを進めていく。

#### <福祉避難所の指定に向けた取り組み>

福祉避難所の指定に向けて、避難対象者の把握をはじめ、指定候補施設の選定、

## 第2編 災害予防計画

候補施設との調整・指定（民間施設においては協定を締結）などを総合的に取り組むものとする（福祉避難所の指定に向けた調査の実施）。調査にあたっては、以下の内容を整理するものとする。

- 福祉避難所への避難対象者の概数把握
- 指定候補施設の選定
- 候補施設の概況把握（施設、設備、人員体制、受入れ可能人数など）
- 候補施設における必要な整備、資機材等の把握
- 民間施設の指定における、調整事項、協定内容（案）の整理
- 福祉避難所における医療的ケアを必要とする要配慮者の条件整理（必要な設備、人材、対象範囲）

福祉避難所については、今回、二次的な避難所（まずは最寄りの指定避難所に避難後、安全等を確認し、利用する避難所）として要配慮者への対応できる人材、居室スペースなどの状況も鑑み、以下の2施設を福祉避難所として指定する。

	名称	所在地	受け入れ対象者	特記事項	受け入れ人数
1	嘉手納町総合福祉センター	字水釜 447-1	高齢者及び障がい者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備、人材等を必要としない者	対応できる人員に 応じて人数を 決定
2	かでな未来館	字嘉手納 603-8	高齢者及び障がい者（家族等含む）	左記のうち、医療的ケア及び専門的な設備、人材等を必要としない者	対応できる人員に 応じて人数を 決定

#### (4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

#### (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

## 第2編 災害予防計画

### (6) 物価の安定等のための事前措置

町は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。なお、これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

### (7) 文教対策に関する事前措置

県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

- ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
- イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

### (8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

本町及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

### (9) 広域一時滞在等の事前措置

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

## 第2編 災害予防計画

### (10) 家屋被害調査の迅速化

町は、県が実施する家屋の被害認定担当者のための研修等に参加し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要な罹災証明の発行手続の迅速化を図る。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

### (11) 災害廃棄物処理計画の策定及び情報共有の推進

町は、国の災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえて、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した「嘉手納町災害廃棄物処理計画」を策定していることから、災害時に適切な運用が図れるよう、本町職員への周知をはじめ、関係機関との情報共有を行うものとする。

### (12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定緊急避難場所・指定避難所等、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

## 第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

### 1 ボランティア意識の醸成

#### (1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、県及び市町村は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

#### (2) 生涯学習を通じた取組

本町、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

### 2 ボランティアの育成等

#### (1) ボランティアの育成

本町及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

育成にあたっては、ボランティア活動だけでなく、災害時における活動や避難所運営に関する研修を行うなど、災害時における活動体制の確保に向けた取り組みを行う。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 専門ボランティアの登録等

ア 本町は県と協力し、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

### (3) ボランティアコーディネーターの養成

本町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

## 3 ボランティア支援対策

### (1) 受入れ準備

本町及び県は、県・町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

### (2) 活動支援の準備

本町及び町社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

### (3) ボランティア活動の支援

本町及び町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

### (4) ボランティア保険制度の加入促進

県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。本町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

### (5) 風水害等の活動

本町、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を行う（資機材調達含む）。

### 第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、病弱者、障害者、児童（乳児含む）、妊婦、外国人、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における要配慮者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害・地震時には避難誘導はもとより、高齢者、障害者等の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

#### 1 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障害者（児）、乳幼児等が入所又は通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

##### (1) 地域防災計画への位置づけ

災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を地域防災計画に定めるものとする。

特に、特に、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、津波防災地域法や土砂災害防止法等に基づいて、災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、災害等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、避難確保計画、避難訓練の実施により危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

##### (2) 施設、設備等の整備及び安全点検

要配慮者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないように施設の整備を図るとともに、点検を常時行う。

##### (3) 地域との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制の強化を図るものとする。

##### (4) 緊急連絡先の整備

要配慮者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

## 第2編 災害予防計画

### (5) 災害用備蓄の推進

災害時に要配慮者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとし、乳幼児の長時間保護を担う施設には、ミルク等の必要最低限の非常用食糧確保に努める。

また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所等に十分に届けられる流通システムを検討する。

## 2 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

### (1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

本町は、防災担当部局と福祉部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### ア 避難行動要支援者名簿の作成及び活用

災害対策基本法第49条の10～12、第50条第2項及び第56条各項並びに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の名簿作成、名簿情報の活用及び提供、名簿情報の漏洩防止措置並びに避難支援等関係者の範囲などについては、以下に定めるとおりとする。

#### (ア) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は以下のとおりとする。  
なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ることとする。

## 第2編 災害予防計画

- ・ニライ消防本部
- ・沖縄県警察本部
- ・民生委員・児童委員
- ・町社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・各区（自治会）
- ・その他避難支援等の実施に携わる関係者

### (イ) 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象は、「嘉手納町災害時要援護者実施規則」に準じて以下のとおりとする。

- ① 75歳以上の方（ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方）
- ② 要介護3以上の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方（1級又は2級）
- ④ 療育手帳の交付を受けている方（A判定）
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級）
- ⑥ その他災害時等の避難に支援を要し、町長が必要と認める方（妊婦、外国人等）

※在宅の方を対象とし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象外とする。

### (ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者について、町が管理している住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて県等に情報提供を求め、その情報を入手する。避難行動要支援者名簿の記載事項は、以下のとおりとする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他連絡先
- ・避難支援を必要とする理由
- ・その他必要と認める事項

### (エ) 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。名簿情報を最新の状態に保つため、修正、削除及び新規追加については、随時実施する。

## 第2編 災害予防計画

### (オ) 名簿情報の提供における情報漏洩防止措置

名簿の使用方法は、「地域支援者（隣近所）」「自治会、自主防災組織」「社会福祉協議会、民生委員児童委員」等と避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援に関することや日頃からの声かけ・見守り活動に活用するものとする。

また、避難行動要支援者の個人情報については、適正に管理するとともに、上記の目的以外の使用は行わないものとする。

なお、以下の点について避難支援等関係者に対し配慮を求める。また、自治会、自主防災組織及び町社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- ・災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ・必要以上の名簿の複製の禁止
- ・施錠可能な場所への名簿の保管
- ・団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- ・管理者の選任及び町への報告

### (カ) 円滑な避難のための情報伝達の配慮

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問する等、高齢者等避難の周知を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等については、危険エリアに居住しているかを確認するとともに、確保した避難所（民間施設含む）に関する情報提供を行う。

### (キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に際し、避難支援者及び避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行う。

### イ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

町は災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成を推進する。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 防災についての普及・啓発

広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、要配慮者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内容
① 要配慮者及びその保護者・家族	<ul style="list-style-type: none"><li>日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと。</li><li>地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること。</li></ul>
② 地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと。</li><li>災害発生時において、要配慮者の安全確保に協力すること。</li></ul>

### (3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

## 3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な避難行動要支援者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

### (1) 施設、設備等の整備

施設管理者は、特に要配慮者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努め、迅速に対応できる体制も合わせて図るものとする。

### (2) 施設、設備等の安全点検及び指導

本町内の不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した付属設備の安全点検に常時努めるとともに、施設管理者への指導を行うものとする。

### 第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

本町に来訪した地理に不案内な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

#### 1 観光客・旅行者の安全確保

##### (1) 避難標識等の整備、普及

本町は、県が作成する避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を商工会、観光・宿泊施設等に普及する。

観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

##### (2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

本町は、観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

本町は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

##### (3) 観光関連施設の耐震化促進

本町は、県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

#### 2 外国人の安全確保

米軍基地が所在する町という地域特性や国際化の進展に伴い、言語・文化・生活環境の異なる多くの外国人に対し、災害時の被害を最小限にとどめ的確な行動が取れるよう、県とともに本町における防災環境づくりに努めるものとする。

##### (1) 外国人への防災知識の普及

###### ① 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

## 第2編 災害予防計画

また、多言語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

### ② 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

### (2) 地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促す。

### (3) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

## 3 観光危機管理体制の整備

### ア 観光危機管理の普及、対策の促進

本町は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

### イ 観光危機情報提供体制の整備

本町は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、本町、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

### 第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市町村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

[担当：総務課・各課・消防本部]

#### 1 基本的事項

##### (1) 避難体制の整備

###### ①町の役割

- ア 指定緊急避難場所・指定避難所の選定
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難指示等の基準の設定（発令対象区域の設定など）、国及び県等への避難情報の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

###### ②県の役割

- ア 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

###### ②社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

##### (2) 避難場所の整備等

###### ア 避難所の指定、整備

本町は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- (ア) 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする
- (イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・

## 第2編 災害予防計画

危険箇所等を考慮するものとする

- (I) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- (ロ) 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- (カ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

### イ 広域避難場所等の指定

- (P) 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。  
避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

- (i) 市町村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

## 2 津波等避難体制等の整備

本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

### (1) 津波避難計画の策定・推進

#### ①嘉手納町における対策

県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本町の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

- (ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- (イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- (ウ) 避難困難地区・人口等
- (エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- (オ) 職員の参集基準等の初動体制
- (カ) 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- (キ) 津波対策の教育及び啓発
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

② 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設(空港、モノレール駅、フェリー・バス等のターミナル等)、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

### ③避難計画の留意点

#### ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分または津波予想到達時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、警察機関との十分な調整を図るとともに、各自治会との合意形成、津波避難路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

#### イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防団員、水防団員、警察官、嘉手納町職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

### 3 津波危険に関する啓発

#### (1) 嘉手納町における対策

ア 住民等を対象に以下の項目について繰り返し、普及・啓発を行う。

- ①津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- ②津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ③過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震による津波等）
- ④津波の特性（波の押し・引きなど）

イ 普及啓発は、いかに例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- ①学校、幼稚園、保育園での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- ②漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ③津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者）関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- ④津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ⑤広報誌
- ⑥防災訓練
- ⑦防災マップ（津波ハザードマップ）
- ⑧統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ⑨電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

### (2) 広報・教育・訓練の強化

#### ア 津波ハザードマップの普及促進

津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

#### イ 津波避難訓練の実施

津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、町民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

#### ウ 津波防災教育の推進

教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

### (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

#### ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておくものとする。また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

#### イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

#### ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

##### ① 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は、最大級の津波到達予測時間の25分を目安として、10m以上の高台へ避難できるよう検討する。また徒歩避難を原則とし、避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

## 第2編 災害予防計画

### ② 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインの設置をする。

### ③ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。また、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

### ④ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔 10m 以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等を基本とするが、津波到達時間内に海拔 10m 以上への避難が困難な場合には、浸水想定区域内での津波避難ビルの指定についても検討していく。

避難場所の指定に際しては、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

### ⑤ 津波避難困難区域の解消

県の津波避難困難区域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難区域を設定する。また、津波避難困難区域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。（本町で現時点では津波避難困難区域はない）

### ⑥ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

## (4) 津波災害警戒区域等の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。本町においては、現在、「津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域」が津波災害警戒区域として指定されている。

ア 計画に当該区域ごとに津波に関する情報、予報、警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

## 第2編 災害予防計画

- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- ウ 津波災害警戒区域を含む場合は、嘉手納町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これら事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

### 第6節 孤立化対策の強化

[担当：総務課・企画財政課・都市建設課・産業環境課]

本町においては、災害により主要道路である国道58号及び県道等の主要道路が寸断された場合をはじめ、通信施設が被災し、長時間外部からの救援が不能となる事態も予想される。

また、各区から高台や中高層ビルへの避難に時間を要する地区もあることから大津波から避難できない事態も予想される。

このような防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

#### 1 孤立化等に強い人づくり

##### (1) 孤立想定訓練

地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入れ、漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

##### (2) 知識の普及

地震・津波による長時間の孤立化を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食糧、生活必需品等について少なくとも3日分以上の備蓄を促進する。

##### (3) 自主防災組織の育成

初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、全地区において自主防災組織の設立を目指すものとする。

このため、県と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を行う。

##### (4) 消防団の高度化

県と連携して、本町の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を行う。

#### 2 孤立化等に強い施設整備

##### (1) 港湾・漁港等対策

港湾管理者及び漁港管理者は、孤立化防止に重要な港湾・漁港等について、耐震強化岸壁や背後港湾・漁港等施設の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 道路対策

道路管理者は、本町の重要な災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

### (3) 通信施設対策

嘉手納町及び県、通信事業者は、孤立化が予想される地区について所管の通信施設の耐震性等を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）を確実なものとする。

### 第7節 道路等事故災害予防計画

町は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

[担当：都市建設課、県、沖縄総合事務局、警察、消防本部]

#### (1) 現況・危険区域

嘉手納ロータリーを中心に、本島を南北に縦貫する国道58号と、本町と沖縄市を結ぶ“主要地方道沖縄嘉手納線”や読谷村へのバイパス“久得牧原線”の主要幹線道路、那覇方面と読谷村を結ぶ“水釜大木線”が、地震災害時において人員、物資の緊急輸送、その他災害応急対策上の重要な役割を發揮すると想定される。

また、市街地自体が戦後の移転集住によって形成されたため細街路がほとんどであり、交通渋滞による住宅地域内の通過交通が頻繁であることなど、防災及び住環境上の課題が見られるが、現在、嘉手納ロータリーを中心とした再開発事業により一部改善整備が進んでいる。

#### (2) 計画

##### ① 道路施設の整備

###### ア) 道路

地震災害時における交通途絶が予想される道路区域の調査及び現状把握を行い、道路機能の確保のため今後とも未然防止に努めるものとする。

###### イ) 橋梁

本町には広域的にも重要な比謝橋と比謝川久得橋があることから、耐震点検等を行い、調査結果により補修等が必要な橋梁について架替、補強、落橋防止等を図るものとする。

##### ② 緊急輸送の道路ネットワークの形成

消防、救急・救助、災害輸送活動等を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送路としての道路幅員の拡幅、改良等を推進し、これらと交通拠点へのアクセス道路の連絡機能を向上することにより、緊急輸送道路ネットワークを形成させ、計画的な防災活動の円滑化に努めるものとする。

##### ③ 道路啓開用資機材の整備

本町内での事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう消防・その他関係機関と連携し、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保体制に努める。

### 第8節 海上災害予防計画

#### 1 航行の安全確保等

第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

#### 2 災害応急対策への備え

##### (1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び嘉手納町は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

##### (2) 消防救助体制の整備

警察及び嘉手納町は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

##### (3) 油防除作業体制の整備

県及び嘉手納町は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

##### (4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、嘉手納町は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

### 第9節 基地災害及び米軍との相互応援計画

県内には日本全体の約7割を占める米軍基地がある。

特に本町は町土の8割以上を占める米軍施設があり、字兼久地区における米陸軍貯油施設をはじめ、東側に弾薬庫、南側に極東最大の米空軍施設「嘉手納飛行場」がある。

[担当：総務課・基地渉外課]

#### 1 災害時の連携体制

##### (1) 相互連携体制の構築

県及び町内において大規模な災害が発生した場合、応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、沖縄県を構成する一員として米軍と県との相互連携体制を構築することは重要なこととして沖縄県地域防災計画に示されている。

そこで、県と市町村は、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

##### (2) 相互応援協力体制の確立

県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を沖縄県と在沖米軍が共同で平成14年1月に策定している。

##### ① 県から応援を要請する場合

地震・津波等の大規模災害により、沖縄県災害対策本部が設置された場合に、相互に応援をする必要があると判断された場合。

##### ② 嘉手納町における応援対策

本町の災害対策本部が設置され、広域応援が必要と判断される場合、沖縄県を通し要請するものとする。

#### 【資料編参照】

#### 2 基地災害への対応

##### (1) 嘉手納町における基地災害の現況

軍事基地があるが故にこれまでに航空機墜落事故、航空機燃料流出事故等が相次ぎ、甚大な被害を被ってきたように、基地内での事故等は直接町民生活へ影響を及ぼす厳しい環境にある。これまで基地より発生した災害はある程度把握されているが、行政権が及ばないことなど現時点で災害予測をすることは極めて難しい状況にあり、災害対策への課題を多く抱えている。

しかし、基地そのものが住民地域に隣接しているため、防災上の措置を確保することは重要かつ必要条件である。

## 第2編 災害予防計画

### (2) 基地災害への基本方針

基地への基本方針として、基地の整理、縮小、返還を前提に、町民の生命と財産を守り安全の確保を図るため、基地被害（災害）に対する問題の解決に向け、近隣市町村及び県、県外の基地保有地域等との連携を図り、国や米軍関係機関に働きかけるものとする。基地が存続する現状においては、住民地域への被災拡大の除去対策として不測の災害に備えるよう米軍及び関係機関と連携を密にしながら、整備促進するものとする。

また、航空機墜落事故等の危険や不安の解消を図るために、米軍に対し、整備・点検の徹底とともに、パイロットや乗員の安全教育、飛行方法等の再検討や市街地上空での飛行禁止など、安全対策の強化を継続して求めるものとする。

※基地に関する災害については、「国民保護計画」の中で考えられる災害を想定するとともに、災害発生時の応急対策について検討するものとする。

### 【資料編参照】

## 第2編 災害予防計画

### 第10節 食料等備蓄計画

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

#### 1 食糧・飲料水等

##### (1) 食糧の備蓄

本町及びその周辺または広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧の備蓄整備を検討・推進するものとする。

しかし、「沖縄県地震被害想定調査」における最大級の災害発生時の避難者数（避難所、避難所外含む）人数は、2,703人と、以前の備蓄目標の設定基準の人数（677人）を大きく上回るものであることから、万が一の場合に備えるものとする。

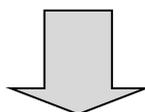
一方で、行政側だけの備蓄にも限界があることから、「行政」「家庭」「事業所」などの役割分担を行い、目標に近づけて取り組んでいくものとする。

#### ■これまでの備蓄目標の設定

備蓄の目安としては、本町の人口の20分の1の3日以上とし、備蓄倉庫を含めた整備に努めるものとする。

● 備蓄量基準（令和2年国勢調査人口）

$$\text{町人口} : 13,521 \text{ 人} \div 20 \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 6,093 \text{ 食以上}$$



#### 目標備蓄量

● 大規模災害時に想定される必要備蓄数（避難者数2,703人）

$$2,703 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 24,327 \text{ 食以上}$$

## 第2編 災害予防計画

### (2) 災害対策用食糧の確保

本町は、県とともに食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食糧の調達に努めるものとする。

### (3) 要配慮者に配慮した食糧の確保

要配慮者に配慮した食糧の確保に努めるため、優先配分の措置を図る。

### (4) 個人備蓄の推進

平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日以上を目安に個人として備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していくものとする。

### (5) 飲料水及びその他生活用水の確保

#### ① 飲料水備蓄計画

大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本町の管理する配水池を災害対策用として確保するなど、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進していくものとする。現在、容量6ℓの飲料水用袋 2,000 袋（5年間耐用）を備蓄しており、今後とも継続的な備蓄確保に努めるものとする。

また、清涼飲料水メーカーとの協定による飲料水の確保を行うものとする。

#### ② 給水用資機材の整備

本町及び上水道管理者は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

#### ③ その他生活用水の確保

その他生活用水（清掃、トイレ用水）として、井戸水をはじめとして他の方法での生活用水の確保についても検討するものとする。

## 2 医薬品、衛生材料の備蓄

町内診療機関では不足が予想される医薬・衛生品等について、本町の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努めるものとする。

## 3 生活必需品物資の備蓄

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を必要としているものに対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・提供をするため必要な物資を備蓄するものとする。

## 4 備蓄倉庫等の整備

町において食糧及び医薬品、衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るものとする。

## 5 職員の緊急招集用資機材の整備

災害が発生した場合など緊急招集職員への連絡を密にするため、防災用携帯電話等の所持により、登庁時間以外の所在及び召集状況が確認把握できるよう、整備を図るものとする。

### 6 資機材等の整備・点検計画

備蓄倉庫等の整備とともに、町内における災害対策に際し、災害対策基本法第49条に定めるところにより、必要な資機材等を整備し点検を図ることとする。

なお、資機材の点検整備等は、災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

#### (1) 救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあつて、消防機関のみならず、役場や各地域（各コミュニティセンター等）において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、町は救助用資機材の整備点検を行えるよう推進する。

#### (2) 資機材の活用整備

本町において大規模・特殊災害に対応するため救急車、救護・救助用機械器具等を含め高度な技術、資機材の効果的活用を図るため使用訓練や活用体制の整備を推進する。

#### (3) 流出危険物防除資機材

町や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等。</li><li>② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着並びに吸引ポンプ、バージ等。</li><li>③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等。</li><li>④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等。</li></ul> |
|---|

### 7 救急体制及び資機材整備等の確立

本町の救急業務は、二ライ消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、さらなる体制確立を図るため、高規格救急車の購入及び救急救命士の育成・確保等に努めるものとする。

### 第11節 業務継続計画

大規模な災害の発生時においては、予期しない事態が発生することが想定されるほか、直ちに参集できる職員は限られるものと考えられることから、災害対応及び行政サービスの遅れや中断が町民に与える影響は大きい。そのため、災害時においても速やかに通常業務を再開・開始させる体制を整え、行政サービスを維持することが求められている。

[担当：総務課]

#### 1 業務継続計画の策定

国が示すガイドラインに基づいて、災害時においても通常業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

#### 2 業務継続計画の基本方針

災害時においては、災害対応業務を最優先で取り組むとともに、通常業務においても優先度を踏まえ、できる限り中断することがないように全庁的に対策に取り組むとともに、中断した場合においても速やかに業務を再開させることができるよう検討していくものとする。

策定するにあたっては、以下の項目に留意するものとする。

【業務継続計画の基本的な考え方】

- (1) 非常時優先業務の特定（選定）
- (2) ヒト・モノ、情報及びライフライン等、業務継続に必要な資源の確保及び配分
- (3) 手続きの簡素化
- (4) 指揮命令システムの明確化
- (5) 業務立ち上げ時間の短縮
- (6) 発災直後の業務レベルの向上

#### 3 事業所の防災体制について

災害は、住民生活をはじめ企業活動にも大きな影響を与えるものであるため、災害発生後も企業活動が迅速に復旧できる体制について検討するよう、以下のことについて企業に周知するものとする。

- (1) 事業所による事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 事業所による被害予想から復旧計画の策定
- (3) 事業所と地域防災ネットワークの形成

## 第2編 災害予防計画

### 4 業務を継続させるための基本となる6項目の考え方

#### (1) 首長（町長）不在時の代行順位及び職員の参集体制

##### ①首長の職務代行の順位

応急対策編の「第1節 組織動員計画」で整理されているとおり、職務代行の順位は以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	都市建設課長
第4順位からは、改めて課長の中から位置づけるものとする。		

##### ②参集体制

参集体制については、第3編の応急対策編の「第1節 組織動員計画」に基づいた参集体制を確保するものとする。

対策班名	第1配備	第2配備	第3配備
総務班	3名	計9名	全員（計11名）
総務班（税務課）	待機	計2名	//（計10名）
総務班（基地渉外課）	待機	計1名	//（計3名）
企画財政班	待機	計4名	//（計9名）
企画財政班（会計課）	待機	計1名	//（計3名）
福祉班	6名	計9名	//（計9名）
町民保険班	待機	計6名	//（計21名）
子ども家庭班	1名	計7名	//（計28名）
都市建設班	5名	計10名	//（計10名）
上下水道班	4名	計7名	//（計8名）
産業環境班	3名	計5名	//（計9名）
教育総務班	待機	計4名	//（計6名）
教育指導班	待機	計2名	//（計12名）
社会教育班	待機	計5名	//（計11名）
後方支援班	待機	計3名	//（計3名）
その他人員	-	-	//（計15名）
合計	22名	75名	全員（168名）

※「その他人員」とは、現時点で休業中の職員など各班に含まれていない人員のことである。

##### ③今後の検討事項

・災害現場の状況によっては担当課での対応も限度があることから、人的対応や資機材の提供など町内事業所などとの支援体制（災害支援協定）の構築を推進する必要がある。

## 第2編 災害予防計画

### 参考1：大規模災害時における職員参集人員の想定（業務時間外時）

#### ア 職員居住地からの参集に要する時間の想定（全職員 168 名）

全職員の参集が必要な大規模災害の発生した場合の職員の参集時間を想定するにあたり、職員の居住地別の参集に要する時間は以下の通りと想定する。

なお、想定条件として、地図上における役場までの距離、車両が使用可能であることとし、発災直後の交通支障・身支度等は考慮しない時間としている。

参集時間		参集人員	居住地
1	5分以内	27	字嘉手納
2	10分以内	55	字屋良、水釜
3	20分以内	39	読谷村、北谷町
4	30分以内	15	沖縄市、北中城村
5	40分以内	27	中城村、宜野湾市、うるま市、浦添市
6	50分以内	2	那覇市
7	60分程度	3	豊見城市、南城市、名護市
計		168	

#### イ 交通支障等を考慮した参集人員

上記の「1.職員居住地からの参集に要する時間の想定」を参考に、参集人員を想定するにあたり、「交通支障がない場合（車両使用可能）」と「交通支障がある場合（徒歩等）」の2つのパターンを想定している。

なお、国のマニュアルや、すでに業務継続計画を策定している都道府県等の事例を参考に、家族の安否確認や身支度等に係る準備時間を30分と想定。さらに、「交通網支障あり（徒歩等）」の場合においては、家屋の被災や家族の安全が確保できず参集不能な職員の割合を10%（17人）として想定している。

交通網支障なし（車両使用可）		交通網支障あり（徒歩等）		備考
参集時間	人員	参集時間	人員	
1	35分以内	27	35分以内	0
2	45分以内	55	45分以内	27
3	60分以内	54	60分以内	49
4	90分以内	31	90分以内	17
5	100分以内	1	100分以内	0
6	100分以上	0	100分以上	58
7	参集不能	0	参集不能	17
計		168	計	168

※1：「参集不能」の職員については、職員の居住地の割合を按分して算出している。

※2：また、算出するにあたり「字嘉手納」については、参集不能の者はいないと想定。

### ウ 参集人員の想定を踏まえた対応等

災害発生の初動期の対応は、「1 時間以内」で参集できる人員を中心に対処にあたることとなると考えられる。「2. 交通支障等を考慮した参集人員」の結果より、本町における初動期の対処人員は以下のとおりとなる。

**初動期対処人員(1 時間以内に参集) : 76 人(45.2%)**

ただし、あくまで想定であることから実際に 1 時間以内で参集した人員で、適切に役割分担を行い、遅れて参集する職員が来るまでの 3 時間程度で体制を整えなければならない。

なお、災害対応に迅速に対処するため、以下のことを優先して対応にあたる必要があると考えられる。

- ① 各課職員参集状況の確認（町長並びに副町長、幹部職員の安否・参集状況含む）
- ② 災害状況の情報収集・把握（県及び関係機関、テレビ・ラジオ等）
- ③ 庁舎の被災状況の確認（災害対策本部の設置の可否の判断）
- ④ 災害対策本部設置の準備（会場設営、必要な資機材に確認など）
- ⑤ 利用できる情報通信機器の確認
- ⑥ 被害状況の情報収集・把握（主要道路の状況、学校等の指定避難所）
- ⑦ 住民への対応（情報伝達、庁舎への避難者、問合せなど）
- ⑧ 避難所の開設に向けた対応（関係機関との調整など）

## 第2編 災害予防計画

### (2) 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定

#### ①現時点の状況

役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の候補として、以下の施設の使用を行うものとする。なお、以下の施設が被災して使用が出来ない場合は、被災していない公共施設のうち建設年が新しい施設を使用するものとする。

- ・ロータリープラザ
- ・屋良小学校
- ・嘉手納小学校

#### ②今後の検討事項

- ・代替施設の設備関係（本部としての役割を果たせる設備の準備）
- ・実際に移設も含めた訓練が必要。

### (3) 電気、水、食料等の確保

#### ①現時点の状況

##### ア 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	庁舎：1台 避難所13施設：16台
燃料備蓄	庁舎：最大電力による連続稼働時：約12時間 庁舎：必要業務電力による連続稼働：約3日間 避難所：約3日間（24時間発電）
電力供給先	<電力供給先> ・嘉手納庁舎 ・各避難所13施設の16台に関しては、電気機器への供給用として。

## 第2編 災害予防計画

### イ 水、食料等の備蓄

水	3日分
食料	3日分
仮設トイレ	簡易組立便座 5世帯に1台 (避難者数×5回×3日分)
消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電池 3日分</li> <li>・トイレットペーパー 3日分</li> <li>・紙オムツ 3日分 (3名×8枚×3日間) ×2カ所</li> <li>・生理用品 0日分</li> <li>・その他 ( ) 日分</li> </ul>

#### ②今後の検討課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーフード、粉ミルク、哺乳瓶 (簡易)、紙おむつ (各サイズ)、生理用品等の備蓄品強化。</li> <li>・具体的な数量の把握、整理及び使用期限などの管理徹底</li> <li>・備蓄食料等の適切な管理 (訓練等で使用など)</li> </ul>
---

### (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

#### ①現時点の状況

通信機器	数等及び状況
①防災行政無線 (移動系)	6回線
②衛星携帯電話	0台
③災害時優先電話	庁舎4回線 避難施設 11カ所に各1回線、
④その他通信機器	町関連施設間 IP 電話 26 施設
<現在の通信機器の確保状況> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電話機6回線。</li> </ul>	

#### ②今後の検討事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆無料Wi-Fi</li> <li>・無線の数は増量する必要性の検討・整備</li> </ul>
---

## 第2編 災害予防計画

### (5) 重要な行政データのバックアップ

#### ①現時点の状況

- 基幹系情報について、本サーバーを自治体クラウドで管理し、副サーバーについては庁舎で管理を行うことでバックアップ環境を構築している。

#### ②今後の検討課題

- 庁舎被災時の対策として、基幹系業務のデータの適切な維持管理に努めるとともに、今後の更なる強化を検討。

## 第2編 災害予防計画

### (6) 非常時優先業務の整理

非常時の優先業務については、以下の「(ア) 非常時優先業務の概要」を基本とした活動を行うものである。

なお、「主な業務」詳細については、次ページの「(イ) 主な業務の内容等」を参照。

#### (ア) 非常時優先業務の概要

時間	業務の考え方	主な業務
発災～1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等の安全確保</li> <li>・ 初動体制の確立</li> <li>・ 被災状況の把握</li> <li>・ 救助・救急の開始</li> <li>・ 避難所の開設及び運営支援</li> <li>・ 応急活動の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策本部の立ち上げ業務（参集人員、通信状況、情報収集）</li> <li>② 災害対策本部の業務</li> <li>③ 被害状況の把握</li> <li>④ 災害応急対応（消火、警戒、避難誘導など）</li> <li>⑤ 救助・救急体制の確立（部隊編成、応援要請など）</li> <li>⑥ 避難所の開設及び運営支援業務（受入れ、食料等の供給、仮設トイレの設置など）</li> <li>⑦ 二次被害予防業務（主要道路における障害物の除去、危険区域の確認など）</li> <li>⑧ 外部からの応援受入れ体制の確保</li> <li>⑨ 行方不明者の確認及び遺体の取扱い</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者支援の開始</li> <li>・ 行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難者の支援</li> <li>② 災害対応に必要な経費の確保に係る業務</li> <li>③ 業務システムの再開に向けた準備</li> </ul>
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興に係る業務の準備</li> <li>・ 窓口行政機能の回復準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法に関する業務、住宅の確保等）</li> <li>② 産業の復旧・復興に係る業務</li> <li>③ 教育再開に係る業務</li> <li>④ 金銭の支払い、支給に係る業務</li> <li>⑤ 窓口業務の準備</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

### (イ) 主な業務の内容等

主な業務の内容について、「発災～1日」「3日以内」「1週間以内」の3つの時系列に区分し整理するものである。下表に示している「主担当課」は、所掌事務を勘案して記載しているが、非常時には、参集している他の課をはじめ、全職員で対応にあたるものである。

#### 【発災～1日】

業務項目	業務内容	主担当課
①災害対策本部の立ち上げ業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の安否・参集状況の確認（町長、副町長はじめ幹部職員の状況確認も含む）</li> <li>○災害状況の情報収集・把握（県及び消防、警察等の関係機関、メディア等）</li> <li>○庁舎の被災状況の確認（建物の被災状況、水道、電気等の使用、利用できる情報通信機器等）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の状況及び設備等の状況調査（車両も含む）</li> <li>・庁舎の使用の可否を判断（代替施設の使用も含む）</li> </ul> </li> <li>○災害対策本部の設置準備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営及び必要な資機材の準備（地域防災計画書及び関連マニュアル、パソコン、情報通信機器、ホワイトボード、地図、筆記用具、その他必要なもの）</li> </ul> </li> <li>○備蓄食料及び資機材の確認（災害対策本部へ報告）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎で備蓄している食料及び飲料水の確認</li> <li>・被害状況調査や避難者誘導などの緊急現場対応に必要な資機材の準備・確認（情報端末、懐中電灯、拡声器、規制ロープ、ヘルメット、その他現場対応に必要な資機材）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課（総務課へ報告）</li> <li>→総務課</li> <li>→企画財政課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> </ul>
②災害対策本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員参集状況の確認及び災害状況の把握・取りまとめ（各課からの情報の取りまとめ）</li> <li>○各課所掌事務による配備体制の検討・指示</li> <li>○住民等への情報提供内容の検討・指示</li> <li>○被害状況の取りまとめ、県への報告（第1報など）</li> <li>○優先する所掌事務の部隊編成の検討・指示（各課からの報告をもとに編成）</li> <li>○開設する避難所の指示</li> <li>○危険区域の検討・規制指示</li> <li>○応援要請の検討（県、関係機関、協定締結事業所等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→総務課</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

③被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の確認・災害対策本部への報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課所管施設の被害状況の確認</li> <li>・関係機関からの情報収集</li> <li>・各区の状況確認</li> </ul> </li> <li>○学校施設の現場確認・報告（敷地、建物の状況など）</li> <li>○主要道路の現場確認・報告（道路被害・障害物の状況など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課</li> <li>→各課</li> <li>→総務課</li> <li>→教育総務課</li> <li>→都市建設課</li> </ul>
----------	---	--

(つづき)

業務項目	業務内容	主担当課
④災害応急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民等への情報伝達の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線</li> <li>・町のホームページ</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul> </li> <li>○庁舎への避難者への対応</li> <li>○住民等からの問合せへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→企画財政課</li> <li>→企画財政課</li> <li>→企画財政課</li> <li>→総務課</li> <li>→総務課</li> </ul>
⑤救助・救急体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応に必要な人員を確認・災害対策本部への報告</li> <li>○災害対策本部の指示により、救助・避難者誘導等の災害対応の実施</li> <li>○救護所の準備・設置（テント設営や必要な資機材準備、人員配置等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課</li> <li>→各課</li> <li>→福祉課を中心に各課で協力</li> </ul>
⑥避難所の開設及び運営支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設準備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定避難所の運営マニュアルに基づく開設準備の実施</li> <li>・避難者の確認・報告</li> <li>・食料及び飲料水、必要な資機材（仮設トイレなど）の確認・報告</li> </ul> </li> <li>○避難所の運営支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者名簿の作成</li> <li>・避難者への食糧等の供給及び仮設トイレ等の設置</li> <li>・避難者を中心とした運営会議の開催（避難所運営の班編成など）</li> <li>・避難所における各種情報の確認・報告（避難者数、必要な物資など）</li> <li>・在宅避難者の状況の確認・報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→福祉課を中心に、各課で協力して対応</li> <li>※避難所の開設については、施設の所管課が対応することを基本とする。</li> </ul>
⑦二次被害予防業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の障害物の除去の実施（事業所への協力依頼含む）</li> <li>○危険区域の確認・規制（立入規制が必要な箇所など）</li> <li>○応急危険度判定の実施に向けた準備（県との調整等含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→都市建設課</li> <li>→都市建設課</li> <li>→都市建設課</li> </ul>
⑧外部からの応援受入れ体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急対応に必要な人員の確認・報告</li> <li>○災害ボランティアの受入れ準備（ボランティアセンター）</li> <li>○その他外部応援の受入れ準備（収容場所など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各課</li> <li>→福祉課、社協</li> <li>→各課</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

◎行方不明者の確認及び遺体の取扱い	○行方不明者の確認 ・各避難所の避難者の確認、行方不明者情報の収集整理 ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・避難所等への問合せへの対応 ○遺体の取扱い ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・遺体収容場所及び移送方法の確認・準備（移送人員含む） ・関係機関と協力して移送・管理	→産業環境課を中心に、各課で協力して対応
-------------------	---	----------------------

## 第2編 災害予防計画

### 【3日以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①避難者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各避難所の運営状況及び必要な物資等の確認・報告</li> <li>○避難者の健康状況の確認</li> <li>○避難所における感染症対策</li> <li>○要配慮者や体調を崩した避難者への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院及び要援護者優先避難所への移送の検討・実施</li> </ul> </li> </ul>	→福祉課を中心に、各課で協力して対応
②災害対応に必要な経費の確保に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各課の災害対応に必要な経費の概算把握</li> <li>○町の支出できる財政状況の確認</li> <li>○国の支援の活用に向けた手続きの確認</li> </ul>	→会計課、企画財政課
③業務システムの再開に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹系行政情報データの確認・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・データの状況の確認・報告（データの損壊状況など）</li> <li>・データが損壊していた場合の対応の検討・報告</li> </ul> </li> </ul>	→企画財政課

### 【1週間以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①住民の生活再建に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急危険度判定の実施</li> <li>○判定結果の整理・報告</li> </ul>	→都市建設課、総務課
②産業の復旧・復興に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業関係団体（商工会、漁業組合、JA等）からの被害状況及び必要な支援の確認</li> <li>○各被害状況と復旧・復興に必要な支援の整理</li> </ul>	→産業環境課 →産業環境課
③教育再開に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育再開に必要な事項の検討・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の確保及び再開方法の検討</li> <li>・教員の確保</li> <li>・教科書や筆記用具等の必要な資材の確認</li> </ul> </li> </ul>	→教育指導課
④金銭の支払い、支給に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急対策等にかかった経費の整理</li> <li>○住民の生活再建や産業の復旧復興等に係る経費の確認</li> <li>○見舞金等の支給に関する町条例や要綱の確認</li> <li>○生業資金等の貸付制度など各種制度の確認</li> <li>○各種制度の支給金額等の想定</li> <li>○受付開始時期等の検討、実施に向けた準備</li> </ul>	→各課で必要な経費を整理し、会計課が取りまとめ
⑤窓口業務の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務再開に使用する施設の選定</li> <li>○各業務別のレイアウトの検討</li> <li>○必要な資機材の確認</li> <li>○配置する人員の検討</li> </ul>	→町民保険課、税務課